



防災用品



Q 会社で防災用品を備蓄したいのですが、何を用意しておけばいいでしょうか？

A 事業所の場所や規模にもよりますが、会社には「生命の安全確保」が義務付けられているので、そのための資機材と食料などが必要です。

労働契約法に「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と記されているとおり、会社には「安全配慮義務」という法的義務があります。これは自然災害の場合も例外ではありません。また、都道府県の条例として、安全が確保できていない場合はやみくもに帰宅させないことや事業所に対する備蓄の義務を定めている自治体もあります。条例で定められていなくても、周辺状況の安全が確保されていない状態での帰宅や出社を指示した結果、従業員や顧客が被災した場合には安全配慮義務違反の罪に問われることになるので注意が必要です。



備蓄の例

東京都の「帰宅困難者対策条例」では、雇用形態にかかわらず全ての従業員1人あたり3日分の備蓄および、外部の帰宅困難者(来社中の顧客など)のために必要数の10%程度の量を余分に備蓄するよう求めています。

●事業所で備蓄しておきたいもの

*危険物関係法令等により消防署への許可申請が必要なことから、保管場所・数量に注意が必要

帰宅困難者対策条例で指定された備蓄品

- 水(ペットボトル入り飲料水)
1人あたり3ℓ×3日分=計9ℓ
- 主食(乾パン、アルファ化米、クラッカー、カップ麺など)
1人あたり3食×3日分=計9食
- 毛布(アルミブランケットで代用可)
1人1枚
- 簡易トイレ
- 衛生用品(トイレトーパー等)
- 敷物(ビニールシート等)
- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 乾電池
- 救急医療薬品類
(救急用品や常備薬)

条例で備蓄が望ましいとされているもの

- 非常用発電機
- 燃料*
- 工具類
- 調理器具(カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等)
- 副食(缶詰等)
- ヘルメット
- 軍手
- 自転車
- 地図

従業員自ら用意しておくもの

- 非常用食品
- ペットボトル入り飲料水
- 運動靴
- 常備薬
- モバイルバッテリー

その他あると便利な備蓄品

- ポリ袋・ゴミ袋
- 布粘着テープ
- 石油ストーブ
- 灯油
- 給水タンク
- ブルーシート
- 救出用品
(バール、ジャッキ、スコップなど)
- 土のう
- 長靴
- マスク
- ビニール手袋(使いきり)
- レインウェア
- 寝袋
- タオル類

●ふだんの荷物に入れておきたいもの

- 財布(公衆電話で使える小銭や非常時に備えた現金、身分証明書なども)
- 手帳とペン(家族や親戚、知人の連絡先もメモしておく)
- モバイルバッテリー(入手しやすい単3形電池を使うタイプがオススメ)
- 充電器(携帯電話に使えるUSB給電タイプの充電器と接続ケーブル)
- 下着(1回分の着替えをファスナー付きポリ袋に圧縮して入れておく)
- ボディタオル、手拭い(ファスナー付きポリ袋に圧縮して入れておく)
- ポケットティッシュ(常に未使用のモノがあるように)
- 常備薬(胃腸薬、頭痛薬、持病薬など)

- 救急絆創膏(最低限の応急手当用として)
- 目薬(目の疲れだけでなく、ゴミが入った場合にも有効)
- うがい薬(感染予防などにも役立つ)
- ホイッスル(助けを呼ぶ、異常を知らせるときに使う)
- 懐中電灯(入手しやすい単3形電池を使うLEDライトがオススメ)
- 折りたたみ傘(コンパクトな登山用がオススメ)
- 手袋(軍手または革手袋、使い切りゴム手袋もあるとよい)
- マスク(感染防止、ホコリや煙の吸引防止に)

※最低3日分の備蓄が条例では求められていますが、影響の長期化に備えて、できれば7日以上が望ましいとされています。※NetRICOHで取り扱いしていない商品も含まれています。